

東京 名古屋 大阪 ~同時開催~ オンライン ライス中継

具体的事例で学ぶ『懲戒処分』・『問題社員対応』を めぐる法的対応の実務

主催: 社企業研究会/協力: TAC株

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。
※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

《開催要領》

日 時▶ 2016年 9月28日(水) 10:00~17:00

会 場▶東 京/企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

名古屋/TAC名古屋校(名古屋: 名鉄バスターミナルビル9F)

大 阪/TAC梅田校(大阪:梅田センタービル5F)

《オンライン LIVE セミナーとは》

当セミナーは、講師が来場する東京会場をメイン会場として、その模様を名古屋会場・大阪会場に中継致します(名古屋会場・大阪会場への講師の来場はありません)。中継については、TV制作会社である㈱東通が担当し、双方向コミュニケーションにより、名古屋会場・大阪会場からの質疑応答も可能です。

講 師 横木増井法律事務所 弁護士 横木雅俊 氏

ー橋大学法学部卒業、東京大学法学政治学研究科中退の後、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を経て、2010年9月、横木増井法律事務所を開設。使用者側の立場で人事労務を主に取り扱う。人事労務に関する執筆、セミナー実績多数。



《申込書送付先》	FAX ▶ 03-5215-0951	※当会 HP からもお申し込み頂けます。	企業

■受講料: 1名(a5屋・大阪会場は昼食代を含みません) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

東京	正会員	37,800円 (本体価格 35,000円)	一般	41,040円(本体価格 38,000円)
名古屋·大阪	正会員	34,560円 (本体価格 32,000円)	一般	37,800円(本体価格 35,000円)

希望会場	に「~」をご記入下さい。	東京	161449-0505	名古/	曐	1614	484-0505	一大	阪	161485-0505
ふりがな 会社名										
住 所	Ŧ									
TEL				FAX						
ふりがなご氏名				•	所役	属職				
E-mail										

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

- ■参加要領:申込書はFAX、または下記担当者宛 E-mail にてお送り下さい。当会ホームページからもお申込み頂けます。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- ※よくあるご質問 (FAQ) は当会 HP にてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]) ※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。
- ■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail:kawamorita@bri.or.jp TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102 - 0083 東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2 F

・・・・・・・プログラム・・・・・・・

■開催にあたって■

能力不足や協調性不足など、いつの時代にも企業には問題を抱えた社員が必ず存在します。本セミナーでは、個別の問題の類型ごとに、注意点や適切な対応を解説いたします。また、裁判例も多数ご紹介いたします。

1. 問題社員対応に必要な基礎知識

- (1)懲戒処分とは
 - ・懲戒処分に関する法規制
 - ・懲戒処分の要件
 - ・懲戒処分の手続
 - ・懲戒を検討するために従業員のパソコンを調査することの可否
- (2) 普通解雇とは
- (3) 雇止めとは
- (4) その他の退職事由
- (5) 退職勧奨とは
 - ・退職勧奨を行う際の注意点
 - ・退職勧奨と並行して出勤を禁止することの可否
 - ・退職合意書作成の際の注意点
 - ・退職届・退職願の受理・撤回に関する注意点
- (6)配転、降格、出向
- (7) 従業員が会社の処分や措置を争うために利用できる方法・法的手続
- (8) 従業員が会社の処分や措置の有効性を争ってきた場合の対応策

2. 問題社員への対処法の実例

- (1)能力不足社員・協調性不足社員に対する普通解雇・退職勧奨
- (2) 業務命令違反を理由に解雇することができるか
- (3) 社内で窃盗・横領・暴行等の刑事事件を起こした社員に対する懲戒解雇
- (4) 痴漢、飲酒運転、不倫等の社外での不祥事・刑事事件を起こした社員に対する懲戒解雇
- (5) 無断欠勤を理由とする懲戒解雇
- (6)情報漏えいを理由とする懲戒解雇
- (7) 懲戒解雇の対象者に退職金を不支給とすることの可否

※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただく場合がございます。

※セミナー中、映像及び音声のトラブルがあった場合、下記の通りご対応をさせて頂きますので、ご了承の上、お申し込みを頂けますようお願い申し上げます。

- ■映像など切断した場合、再接続してから講義を再開致します。
- ■接続が回復できない場合、もしくは音声が途切れるなど配信品質が著しく低下した場合、受講料を返金させて頂きます。

裏面もご覧下さい! -株のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております